

地域雇用開発助成金

のご案内

高知県下で創業等をお考えの事業主の皆様へ

地域雇用開発助成金は雇用情勢の厳しい地域等で、事業所の設置・設備に伴い地域の求職者等を雇い入れた事業主に対して支給する助成金です。

この度、高知県中部地域（いの公共職業安定所管内（春野町を除く）および須崎公共職業安定所管内）が、令和7年9月1日付け「同意雇用開発促進地域」として指定されました。なお、指定期間は**指定日から3年間**です。

地域雇用開発助成金を活用し創業等を行うことをお考えの事業主の皆様におかれましては、高知労働局助成金センターまでご相談いただきますようお願いいたします。

同意雇用開発促進地域（求職者数に比べて雇用機会が著しく不足している地域）			
地域名	構成市町村	公共職業安定所	期間
香南・香美地域	香南市 香美市	香美出張所	令和5年4月1日～ 令和8年3月31日
西部地域	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 黒潮町 三原村	四万十	令和6年10月1日～ 令和9年9月30日
中部地域	土佐市 いの町 日高村 須崎市 仁淀川町 中土佐町 佐川町 越知町 梶原町 津野町 四万十町	いの 須崎	令和7年9月1日～ 令和10年8月31日

※高知市（旧春野町の区域を含む）、安芸公共職業安定所管内地域については、指定されていませんのでご注意ください。

※安芸公共職業安定所管内地域は、過疎等雇用改善地域（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第112条第2項第1号イ（2）の規定に基づく厚生労働大臣指定地域）に該当する指定期間である令和8年3月31日までは、当該助成金の利用は可能です。

* 詳細、ご不明な点については、高知労働局助成金センターまでお問い合わせください。

助成金の概略や一般的な相談であれば、県内各ハローワークにお問い合わせいただくことも可能です。

